

◆◆市役所代表番号◆◆

☎ 58-2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52-3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

市民意識調査にご協力ください

市では、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施します。この調査は、市の男女共同参

は、みなさんの食生活を支えるかけがえのない財産です。無断で転用することは、地域の農業にとって大きな損失となりますので、転用をする際には、事前にご相談ください。

▼農地転用の種類

○農地法4条転用⇨農地所有者自らが農地を転用する場合

○農地法5条転用⇨農地所有者以外の方が、農地所有者から農地を買ったり、借りたりして転用をする場合

※市街化区域内の農地転用は、農業委員会へ届出をすれば許可は必要ありませんが、転用行為は必ず通知書が交付されてから開始してください。

▼農地転用の受付期間

○許可申請(市街化調整区域) 毎月10~14日

※ただし、締切最終日が土・日・祝日の場合は変更になります。

○届出(市街化区域) 随時

■申請 谷和原庁舎農業委員会事務局

☎ 58-2111

(内線 8120~8122)

画計画の策定に向けての基礎資料として、また、今後の男女共同参画行政施策推進の参考資料として活用させていただきます。

無作為抽出した市内在住の20歳以上の男女2千人の方に、4月中に調査票を郵送します。対象となられた方はご協力をお願いします。

なお、調査内容を他に漏らすことや、目的外に使用することはありませんので、調査にご協力いただいた方にご迷惑をかけることはありません。

■問 伊奈庁舎秘書広聴課

☎ 58-2111 (内線 1203)

あなたの声を行政にお届けします

春の行政相談週間(5月21日(月)~27日(日))が始まります。毎日の暮らしのなかで、例えば「わかりづらい道路案内標識を改善してほしい」「施設をバリアフリー化してほしい」など、困っていること、望んでいることはありませんか。

そんなときは行政相談員(今川和宏さん、相島宏さん)にご相談ください。皆様の声を行政にお届けします。詳しくは32ページをご覧ください。

■申請 伊奈庁舎秘書広聴課

☎ 58-2111 (内線 1202)

消防署から各種試験のお知らせ

①危険物取扱者試験

▼試験種類⇨甲種、乙種(第1類~6類)、丙種

▼試験日⇨6月24日(日)

▼試験会場⇨下館工業高等学校

▼受験願書受付期間⇨5月9日(水)~22日(火)

②消防設備士試験

▼試験種類⇨甲種(特種、第1類~5類)、乙種(第1種~7類)

▼試験日⇨8月26日(日)

▼試験会場⇨茨城大学または鹿島高等学校

▼受験願書受付期間⇨7月6日(金)~20日(金)

▼試験会場⇨茨城大学または鹿島高等学校

▼試験日⇨5月25日(金) 午前9時~午後4時

▼試験会場⇨常総広域消防本部

▼定員⇨35人

※①、②について

▼①、②について

■申請 (財)消防試験研究センター

茨城支部

☎ 029-301-1150

〒310-0852

水戸市笠原町978-25

※③について

▼③について

■申請 常総広域消防本部予防課

☎ 23-0904

戦傷病者の妻の方々に特別給付金を支給

この特別給付金は、戦傷病者を長年介護されてきた妻の方々の苦勞に対し、国から支給されるものです。

▼対象者

①前回受給者(第18回特別給付金または第20回特別給付金を受給されていた戦傷病者の妻)

※前回受給者の方には、社会福祉課からご本人に別に通知します。(他市町村から転入された方は、社会福祉課までお問い合わせください。)

②新たに戦傷病者になられた方の妻(平成13年4月2日~平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金などの受給権を取得した場合)

③戦傷病者と婚姻した妻(②と同期間内に戦傷病者と婚姻した場合)

▼支給内容⇨①は、継続回数により金額が異なります。②、③は、額面30万円(軽症者半額)10年償還です。

▼手続方法⇨詳細はお問い合わせください。

▼受付締切⇨平成21年9月30日

■申請 伊奈庁舎社会福祉課

☎ 58-2111 (内線 1152)